

# 排水設備確認申請審査基準

## 第1章 計画の確認審査

### 第1節 総則

(趣旨)

第1条 この基準は、千葉市下水道条例(以下「条例」という)第5条の規定に基づく排水設備新設等確認申請書(以下「確認申請書」という)の審査に関し必要な事項を定めるものとする。

(確認申請の対象)

第2条 条例に適合しているもので、公共下水道へ下水を流入させるために提出された申請で、次に該当する申請を対象とする。

- (1) 宅地等の汚水、又は雨水を公共下水道に流入させるために排水設備を設置する申請。
- (2) 市長の確認を受けた事項を変更する場合の申請。
- (3) すでに検査を受けた排水設備で、検査済章の交付を受けた後にその排水区画、又は排水系統を変更する場合の申請。

(審査要件)

第3条 確認申請書の審査要件は、次の各項によるものとする。

- (1) 公共下水道供用開始の公示がなされていること、又は供用開始前公共下水道使用願の許可済であること。
- (2) 公共枵が設置されていること、又は公共下水道施設築造工事等{下水道法(以下「法」という)16条}の許可を受けていること。
- (3) 分流式の地域にあっては、汚水と雨水が、それぞれ別の系統に分けられた排水設備であること。
- (4) 条例第21条の規定により手数料の減免を受けようとする者は、その旨を記載し減免申請書の原本を添付し申請すること。
- (5) 排水設備設置義務の免除(法第10条1項ただし書)を受けた者は、排水設備設置義務免除通知書の写しを添付すること。

(詳細は、別途「排水設備設置義務の免除に関する事務取扱要領」による)

- (6) その他市長が審査に必要と認めること。

## 第2節 構造の審査基準

### (構造)

第4条 排水設備の新設、増設又は、改築を行う場合の構造については、次条以下の定めによらなければならない。

### (排水枡及び管の構造)

第5条 屋外排水設備の基準については、法等に定めのあるものを除き次のとおりとする。

#### 1 公共枡への接続

(1) 汚水排水設備を公共枡へ接続する場合は、管底接続とする。

(2) 雨水排水設備を公共枡へ接続する場合は、次の各号の定めによる。

ア 千葉県指定の雨水公共枡が設置されている場合は、公共枡へ接続すること。

イ 雨水公共枡への接続は、管底接続とする。

#### 2 排水管

(1) 排水管の径及び勾配(開発行為等は別途協議とする。)

ア 分流区域の汚水のみを排除する排水管は、次の表の排水人口に応じ、排水管の内径及び勾配を選定する。

排水人口(人)	排水管の内径(mm)	勾配
150未満	100以上	2.0/100
150以上 300未満	125以上	1.7/100
300以上 500未満	150以上	1.5/100
500以上	200以上	1.2/100

イ 分流区域の雨水、又は合流区域の下水を排除する排水管は、次の表の排水面積に応じ同表の排水管の内径及び勾配を選定する。

排水面積(m <sup>2</sup> )	排水管の内径(mm)	勾配
200未満	100以上	2.0/100
200以上 400未満	125以上	1.7/100
400以上 600未満	150以上	1.5/100

600以上1500未満	200以上	1.2/100
1500以上	250以上	1.0/100

ウ 地形等の状況により勾配が、前表(ア)、(イ)によることが出来ない場合は、管内流速を0.6m/Sから3.0m/Sの範囲内とすることができる。

エ 汚水排水管の最小径は、100mmを原則とする。ただし、一つの建物から排除される汚水の一部を排除する排水管で管路延長が3m以下の場合は最小管径を75mmで勾配3/100以上とすることができる。

オ 排水管の勾配は、管底高で計算すること。

カ 排水管の延長が、その内径の120倍を超えない範囲内において枳又は、掃除口を設けること。

キ 掃除口については、連続での使用を避ける。

#### (2) 排水管の土被り

排水管渠を埋設する場合の土被りは、原則として20cm以上とするが荷重等を考慮のうえ必要な土被りを確保すること。なお露出管又は特別な荷重がかかる場合は、これに耐えうる管種を選定するか防護をほどこすこと。

### 3 汚水枳の構造

ア 耐久性があり外部荷重に耐えることのできる強度を有し漏水のない水密性の物でコンクリート、又は樹脂製等であること。

イ コンクリート製汚水枳の底部にはインバートを設け、流入側と流出側は原則として2cm程度の落差をつけること。ただし合成樹脂製の枳は製品の数値による。

ウ 枳の大きさと深さは、次の表による。(単位cm)

コンクリート枳	合成樹脂枳	小口径枳	深 さ
内法幅30以上	30以上	15以上	60未満
内法幅35以上			60以上 80未満
内法幅40以上	40以上	20	80以上120未満
内法幅60以上			120以上150未満

### 4 雨水枳の構造

ア 雨水枳には、深さ15cm以上の泥溜を設け容易に清掃ができること。

イ 雨水枡の蓋は、汚水枡と区別すること。

ウ 雨水枡は、浸透枡にすることができる。

エ 枡の大きさと深さは、次の表による。(単位cm)

コンクリート枡	合成樹脂枡	小口径枡	深さ(管底)
内法幅30以上	30以上	15以上	60未満
内法幅35以上			60以上 80未満
内法幅40以上	40以上	20	80以上120未満
内法幅60以上			120以上150未満

### 第3節 油水分離槽

(阻集器の設置)

第6条 阻集器の設置目的は終末処理場で処理することが困難な物質や処理機能を妨げる有害物質の下水道への流入を防止するため設けるものである。

(阻集器の構造、容量算定は、空気調和・衛生工学会のグリース阻集器選定基準等による。)

#### (1) グリース阻集器

(中華料理店、旅館・ホテル、和洋食レストラン、そば・うどん店、軽食・喫茶、社員食堂、学校給食室、惣菜屋、魚介類販売加工業、肉類販売加工業、スーパーマーケット等)

#### (2) オイル阻集器

(給油施設、機械式駐車場、営業用洗車場、自動車修理工場等)

#### (3) 砂阻集器

(土砂、セメント等を使用する事業場、工事現場等)

#### (4) 毛髪阻集器

(美容院、理髪店、ペットショップ等)

#### (5) プラスチック阻集器

(歯科医院、外科医院等)

### 第4節 ディスポーザー

第7条 ディスポーザーの設置については、「千葉市ディスポーザ排水処理システム等の設置取扱い要綱」によること。また、適合評価及び評価機関等は、社団法人日本下水道協会の「下水道のためのディスポーザー排水処理システム性能基準(案)」によること。

#### 第5節 防臭装置

(排水トラップの設置)

第8条 公共下水道からの有害な下水ガス及びネズミや害虫を、水封の機能により、排水管から器具を経て家屋内に侵入することを阻止するために設けるものです。

##### (1)設置位置

各衛生器具には、封水トラップの取付が義務付けられていますが、浴槽の洗い場、外流し、床排水口等は、屋内排水管の途中、又はその排水が流入する最初の柵に設ける。

##### (2)構造

ア 汚水中に含まれる汚物等が沈殿しない構造であること。

イ 封水トラップは、封水保護と汚水を円滑に流下させる目的から二重トラップとしてはいけない。

#### 第6節 浄化槽・汲取り便槽の処理方法

(浄化槽・汲取り便槽の処理)

第9条 浄化槽・汲取り便槽の処理は、次の各号を原則とする。なお、し尿汲取り清掃及び消毒は、全ての処理において同時に実施すること。

##### (1)浄化槽

ア 全て撤去

- ① 浄化槽全体を撤去する。
- ② 解体した槽は、産業廃棄物として処分すること。

イ 一部残置

- ① 浄化槽周囲を、表面より60cm以上掘り下げた部分まで撤去する。
- ② 浄化槽の底に雨水等が滞留しないよう数カ所の水抜き穴を開けて良質な砂にて埋め戻す。

ウ 雨水の貯留槽として再利用する。

詳細は、別途「千葉市雨水貯留施設及び浸透施設設置基準」による。

## (2) 汲取り便槽

### ア 全て撤去

- ① 便槽全体を撤去する。
- ② 撤去した廃材は、産業廃棄物として処理すること。

### イ 一部残置

家屋の基礎などの状況から一部残置せざる得ない時は、底部に数カ所の水抜き穴を開け良質な砂にて埋め戻す。

## 第7節 地下排水槽

### (地下排水槽)

第10条 汚水を一時的に貯留する排水設備には、臭気の発散により生活環境の保全上支障が生じないようにするための措置が講ぜられていること。

### (1) 提出図書

- ア 排水槽の構造図(平面図、断面図)
- イ 配管図、(平面図、立面図)
- ウ 維持管理概要説明書(排水ポンプの運転間隔及び排水量等)
- エ その他必要と認める図書

## 第2章 確認事項の変更、取り下げ及び無効。

### 第1節 確認事項の変更等

#### (完成検査前の確認事項の変更等)

第11条 市長が認めた確認申請書の内容に変更が生じたときは、事前に次の書類を添付し、すみやかに変更のための確認申請書を再度提出すること。

- ア すでに確認を受けた確認通知書の原本
- イ 確認通知書の写しに変更後の箇所を朱書きした図書
- ウ 変更理由書
- エ その他市長が必要と認める書類

#### (確認申請の取下げ)

第12条 市長に提出した確認申請書を取下げるときは、次に掲げる書類を添付して「排水設備確認申請取下げ届」により届け出ること。

### (1) 確認審査中の申請取下げ

- ア 排水設備等確認申請書取下げ届

イ その他市長が必要と認める書類。

(2) 確認済みの申請取下げ

ア 排水設備確認申請書取下げ届。

イ 排水設備確認通知書

ウ その他市長が必要と認める書類。

第2節 確認事項の無効

(確認事項の無効)

第13条 市長が認めた確認申請書の内容に、次の事項が確認された場合は、確認申請を無効とし、再申請すること。

(1) 確認事項において虚偽の申請・届出がされた場合。

(2) 確認後理由なく1年以上着工しない場合。

(3) その他市長が無効と認めた事項。

附則

この基準は、平成8年4月1日から施行する。

附則

この基準は、平成12年2月1日から施行する。

附則

この基準は、平成17年4月1日から施行する。

この基準は、平成25年4月1日から施行する。